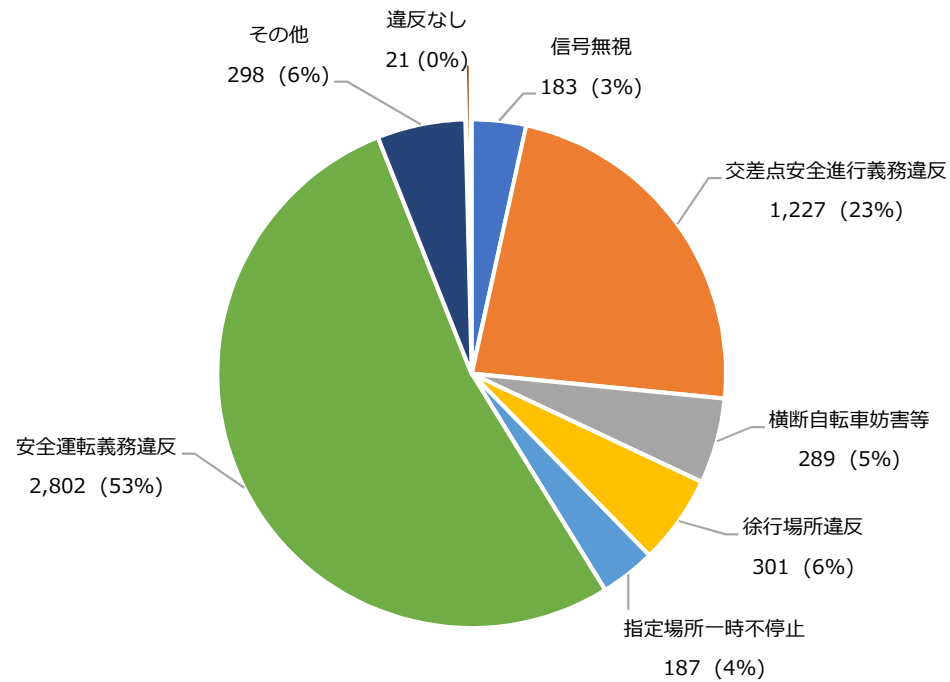


自転車が行きやすい交通規制の 今後の方向性について

1 自動車対自転車事故における法令違反

自動車対自転車事故（死亡・重傷）における自動車側法令違反について

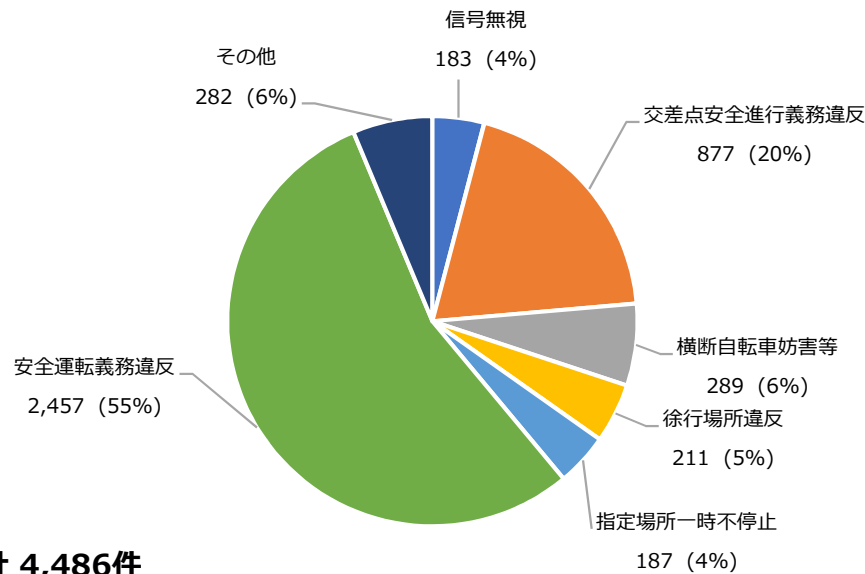
自動車対自転車事故（死亡・重傷）における自動車側法令違反（令和4年中）



自動車対自転車の死亡・重傷事故件数のうち、ほぼ100%に自動車側の法令違反あり

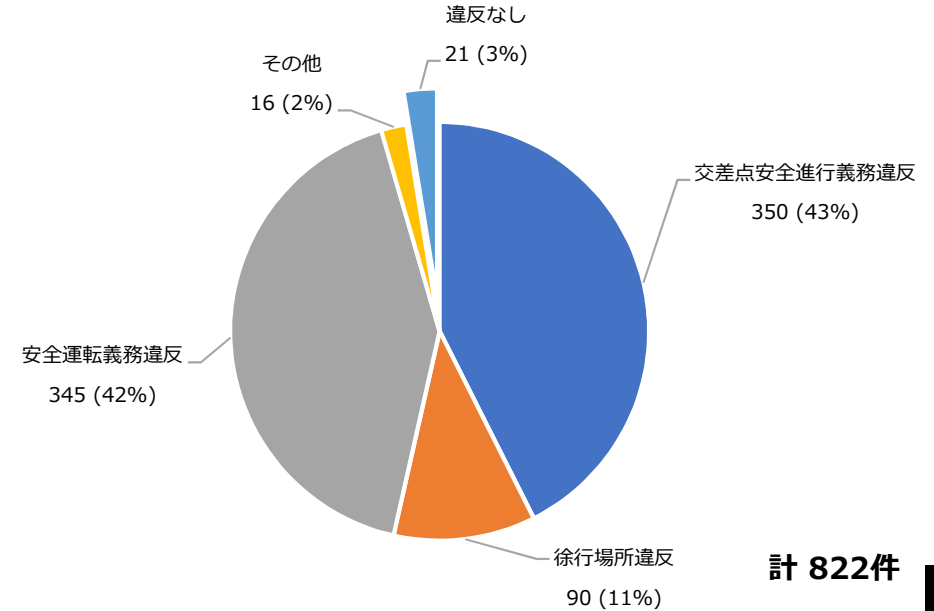
計 5,308件

自動車（1当）対自転車（2当）事故（死亡・重傷）における自動車側法令違反（令和4年中）



計 4,486件

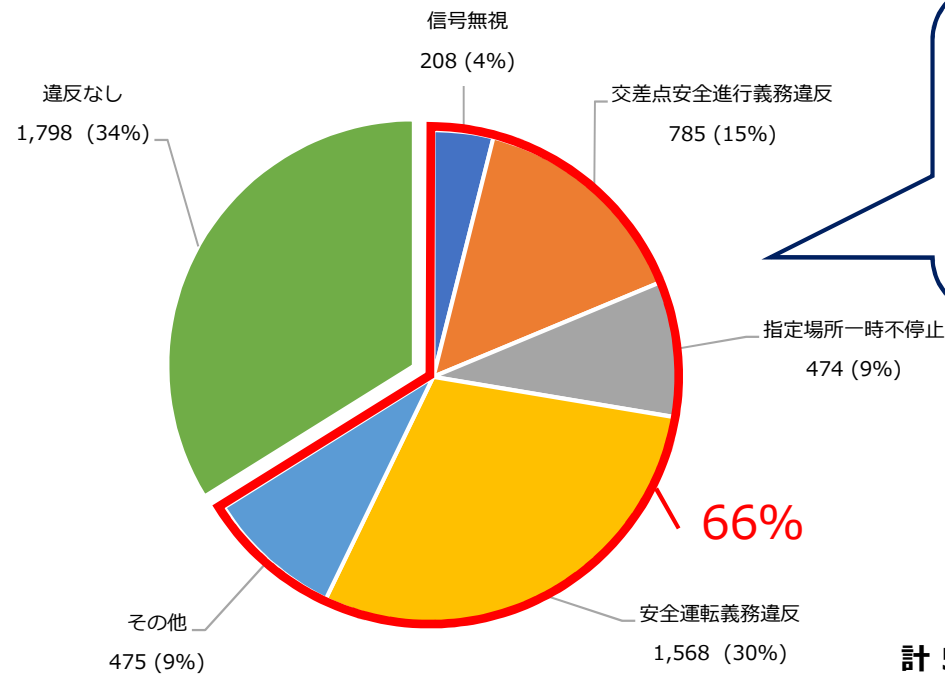
自転車（1当）対自動車（2当）事故（死亡・重傷）における自動車側法令違反（令和4年中）



計 822件

自動車対自転車事故（死亡・重傷）における自転車側法令違反について

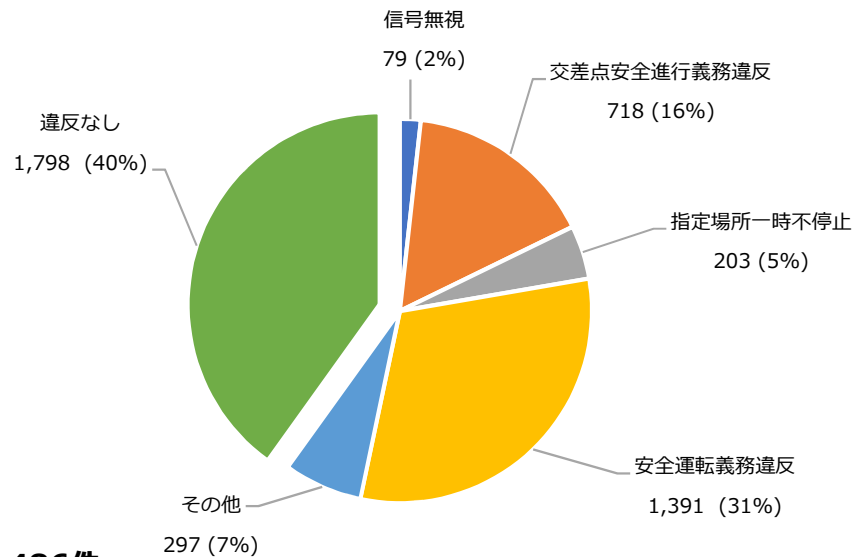
自動車対自転車事故（死亡・重傷）における**自転車側**法令違反（令和4年中）



自動車対自転車の死亡・重傷事故件数のうち、
自転車側に法令違反が認められるのは、全体の約3分の2

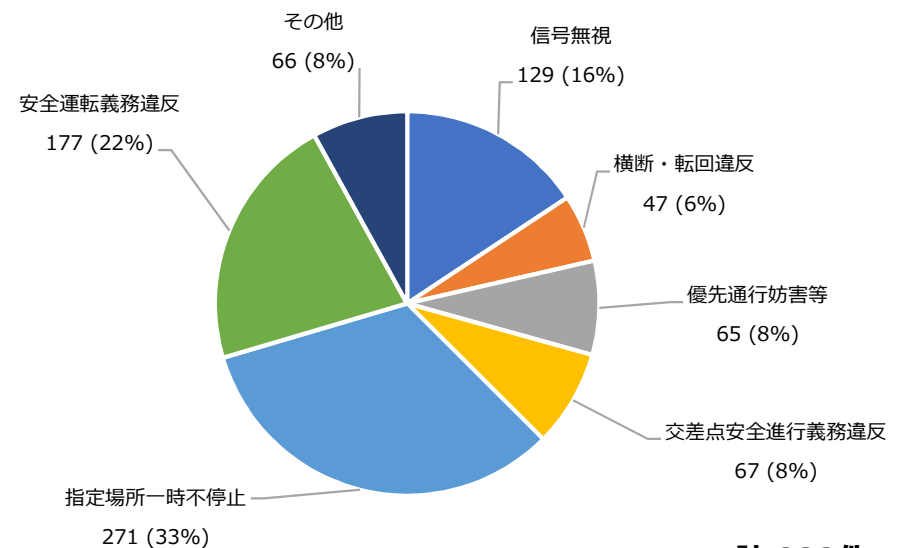
計 5,308件

自動車（1当）対自転車（2当）事故（死亡・重傷）における自転車側法令違反（令和4年中）



計 4,486件

自転車（1当）対自動車（2当）事故（死亡・重傷）における自転車側法令違反（令和4年中）



計 822件

2 自転車への保護に資する取組

アンケート調査結果

設問

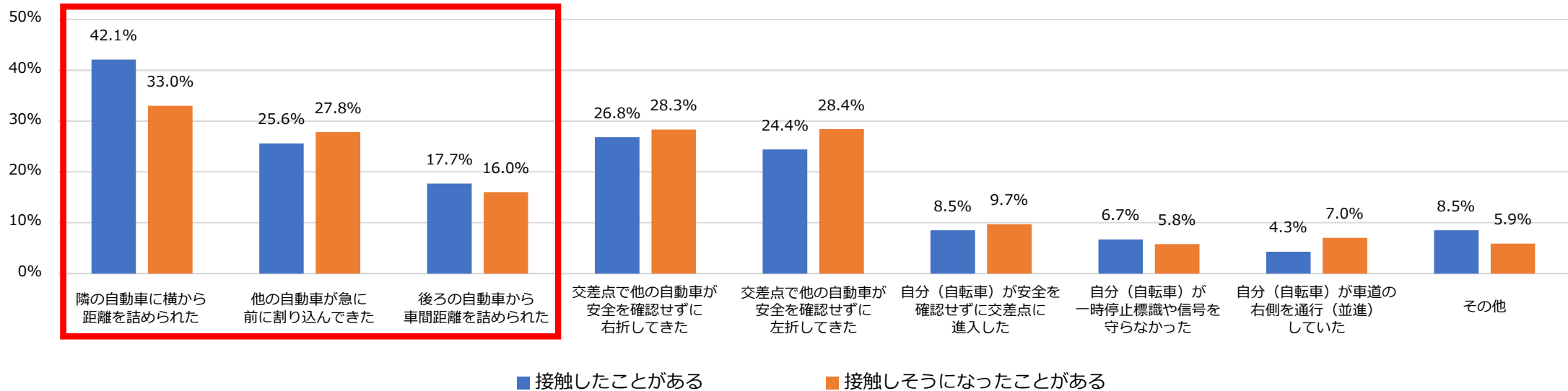
【対象】

過去1年間で、自転車を運転中に「自動車と接触したことがある」又は「自動車と接触しそうになったことがある」と回答した者

【質問内容】

自動車と接触する（接触しそうになる）直前に気になったこと ※複数回答可

結果



交差点での右左折時における自動車の安全不確認のほか、「隣の自動車に横から距離を詰められた」、「他の自動車が急に前に割り込んできた」、「後ろの自動車から車間距離を詰められた」といった声が多く聞かれている



特に、自動車と接触したことがある自転車運転者の4割以上が「隣の自動車に横から距離を詰められた」経験をしている

交通事故統計の分析

統計

単路（歩道を除く。）を同一方向に直進する自動車等対自転車事故件数の推移（自転車の接触部位別）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
前面	1,234 (25%)	1,082 (23%)	776 (20%)	655 (19%)	537 (16%)	435 (14%)	416 (14%)	333 (13%)	324 (13%)	292 (12%)
右側面	2,005 (40%)	1,968 (42%)	1,681 (44%)	1,567 (45%)	1,641 (48%)	1,501 (49%)	1,522 (51%)	1,287 (51%)	1,279 (52%)	1,325 (53%)
後面	1,138 (23%)	1,090 (23%)	1,011 (26%)	976 (28%)	929 (27%)	885 (29%)	800 (27%)	694 (28%)	638 (26%)	669 (27%)
左側面	584 (12%)	551 (11%)	376 (10%)	291 (8%)	291 (9%)	256 (8%)	242 (8%)	198 (8%)	197 (8%)	195 (8%)
全体	4,961	4,651	3,844	3,489	3,398	3,077	2,980	2,512	2,438	2,481

※ 括弧内は、各年の全体件数に占める割合



自転車の右側面が接触部位である事故が全体に占める割合は、H25から増加し続けており、近年は半数以上を占める。

速度差のある自動車等と自転車が
通行空間を共有するためには、自転車の
安全な通行を確保することが必要

自転車の右側方を通過する自動車等と自転車の
接触事故を抑止するための措置を講じる必要性

(参考) 自動車が自転車の側方を通過する際の安全対策 (愛媛県の取組)

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成25年3月26日公布、同年7月1日施行)

【基本理念】

「シェア・ザ・ロード」の精神：歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本に、それぞれの責任を自覚して、共に道路を安全・快適に利用することを目指すもの

【自転車の保護に関する規定：第6条（自動車等運転者の責務）】

- 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。（第1項）
- 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。（第2項）

思いやり1.5m運動 (平成27年11月15日から開始)

【概要】

自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは「1.5メートル以上の安全な間隔を保つ」か、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは「徐行する」ことを呼びかける運動

【背景・趣旨】

条例の自転車保護規定が十分に浸透しているとは言い難い状況を踏まえ、自転車の保護に係る取組をより強化するべく、条例に規定される「安全な間隔」を具体的に示すことで、条例の基本理念の実践を促すもの



「思いやり1.5m運動」のロゴ



マグネットの貼付車両



街頭啓発活動


※ ロゴがプリントされたマグネットを作成しており、「愛媛県思いやり1.5m運動協力事業所」に指定されている事業所が社用車に貼り付けるなどしている。

3 違法駐車対策

これまでの取組

- 「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について（通達）」（令和4年3月28日付け警察庁丁交指発第35号）
 - … 普通自転車専用通行帯等に関する留意事項として、「自転車通行の安全性を向上させるため、駐車禁止又は駐停車禁止の交通規制が実施されている自転車専用通行帯及び自転車の通行位置を示す法定外表示が設置された区間については、特に違法駐車取締りを推進する必要性が高いことに留意し、自転車指導啓発重点地区・路線の選定状況も踏まえ、重点路線等及び重点時間帯等を指定すること。」を指示
- 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進に関する当面の留意事項について（通達）」（令和5年6月29日付け警察庁丁交企発第158号ほか）… 違法駐車車両の取締りについて、以下の3点を指示
 - 駐車禁止規制が実施されている普通自転車専用通行帯においては、規制の実効性を確保し、自転車が安全かつ快適に通行できるようにするために駐車監視員と連携するなどして違法駐車取締りを強化すること。
 - 取締りに当たっては、自転車の通行量、違法駐車状況、自転車指導啓発重点地区・路線内や自転車ネットワーク路線であるか否か、地域住民等からの要望等を踏まえ、重点的な取締りを行う区間や時間帯を選定して実施するなどメリハリのある活動に努めること。
 - 違法駐車に起因する交通事故の発生状況や重点的に違法駐車取締りを行う普通自転車専用通行帯等について適切に情報発信するなどして、違法駐車抑制を図ること。

これらの取組の現状を把握した上で、

- 
- ① 「駐車監視員活動ガイドライン」の見直し（普通自転車専用通行帯等設置区間の追加）
 - ② 重点場所・重点時間帯を絞った効果的な取締りの実施
 - ③ トラック・バス・タクシー等の関係業界への協力依頼、国民への広報啓発

等の取組を推進する。

(参考) 放置車両確認標章の取付件数

● 令和5年8月における放置車両確認標章の取付件数（全国）

			重点地区・路線	普通自転車専用通行帯	うち重点地区・路線
四輪車等	乗用	自家用	8,408	405	190
		営業用	69	22	3
	貨物	自家用	1,722	180	118
		営業用	423	45	21
二輪車	自家用	1,867	51	38	
	営業用	21	2	1	
合計			12,510	705	371

※ 本調査により報告を求める「二輪車」は、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車としている。

※ 普通自転車専用通行帯における違反は車道上におけるものとし、歩道駐車は計上しないこととした。ただし、当該歩道が指導啓発重点地区・路線に指定されている場合は、「重点地区・路線」に計上している。